

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月1日から同年11月1日まで
② 昭和39年1月7日から45年4月1日まで

年金事務所から送られてきた書類で脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。厚生年金保険を脱退できるとは考えてもいなかった。A社とB社は同じ社長の会社であり、片方の期間だけ脱退手当金を受け取るとは考えられない。一銭のお金も受け取っていないので、記録の回復をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にあるB社での被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間①のA社とB社の事業主は同じであり、申立人は、事業主の指示により同社に勤務することになったと供述していることから、申立人が同社の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間である2回の被保険者期間と同一の記号番号で管理されていた同社の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②直後の厚生年金保険被保険者期間については申立期間と同一被保険者記号番号になるよう加入手続が取られていることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものと認識していたとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岐阜厚生年金 事案 2028～2035（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月20日

A社から支給された平成16年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件8件（別添一覧表参照）

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	標準賞与額
2028			女	昭和50年生		3万 6,000円
2029			女	昭和56年生		2万 7,000円
2030			男	昭和55年生		21万 2,000円
2031			女	昭和49年生		7,000円
2032			女	昭和28年生		2万 8,000円
2033			男	昭和12年生		16万 円
2034			女	昭和40年生		2万 8,000円
2035			女	昭和51年生		26万 2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 15 日から 38 年 6 月 25 日まで
② 昭和 38 年 9 月 7 日から同年 11 月 23 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 2 日から 40 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 6 月 26 日まで

結婚準備のため昭和 43 年 6 月に A 社を退職した。36 年 7 月から 43 年 6 月まで勤めた期間について、脱退手当金は受給していないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 20 日から 46 年 8 月 20 日まで
勤務していたA社では宿直手当として、毎月 9,000 円が別途支給されており、昭和 43 年 2 月の結婚時の給与は 2 万 5,000 円、46 年 8 月の退職時の給与は 4 万 6,000 円であったことを覚えている。また、賞与についても当時は業績が上がり、45 年の私の賞与は夏冬合計で 30 万円以上であったことを覚えている。したがって、標準報酬月額には相当の相違があると思われるので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において宿直手当として、毎月 9,000 円が別途支給されており、実際の給与に相当する標準報酬月額と相違していると申し立てている。

しかしながら、A社に関連資料は保管されていないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、同僚への照会を希望していないことから、これらの者から、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、昭和 45 年の賞与額は、夏冬合計で 30 万円以上であったとし、標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てているが、賞与から控除された保険料が年金額に反映されることとなったのは、平成 15 年 4 月 1 日以降から

であり、申立期間は制度上、年金額の計算に反映しない期間である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 42 年 1 月 27 日まで
昭和 36 年 5 月 1 日から 42 年 1 月 27 日まで A 社に勤めていたが、退職時に退職金等は受け取らなかった。当時は年金についての知識は、それほど無かったが、脱退手当金を受け取っていれば覚えているはずであり、脱退手当金を受け取ったことになっていることは納得ができないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 2 月 22 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 6 日から 39 年 10 月 26 日まで

私は、昭和 39 年 10 月 25 日に結婚のために A 社を退社した時、ミシンをもらったが、現金は受け取っていない。同じ会社に勤めていた夫に確認したが、そのような現金は受け取っていないと言っている。また、脱退手当金の支給日が同年 12 月 29 日になっているが、年末は忙しいのにどうして受け取れるのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社において、厚生年金保険の加入記録のある女性被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和 39 年 10 月の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある 32 名を調査したところ、18 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 17 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できる。

また、申立人と同時期に資格喪失した女性は、「会社の担当者が手続をして受給した。」と供述しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 12 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。